「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について（案）」に関する意見募集の結果について

令和７年11月11日
鉄道局技術企画課

国土交通省では、令和７年９月26日から令和７年10月26日まで、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、１件（意見提出者数）のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

①意見募集期間：令和７年９月26日（金）から令和７年10月26日（日）まで

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：インターネット、電子メール、ＦＡＸ及び郵送

２．提出意見数

１件

３．お問い合わせ先

国土交通省鉄道局技術企画課
電話番号：03-5253-8111　内線：40723

（別紙）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	○　国土交通省の「告示・通達一覧」をまとめたページには水素告示のデータがない。 「告示・通達一覧」に、鉄道局が関連する告示や通達は、一部掲載されているが、かなり少ない。鉄道事業者に通達済みという前提でも、現場で情報が整理されていないことがあり、重要な内容に気づけない場合がある。鉄道局に関連する告示・通達について、国土交通省のウェブサイトに一覧で掲載されると、鉄道事業者にとって有益なものとなる。	○　「圧縮水素ガスを燃料とする車両の燃料電池等の技術上の基準を定める告示」については、国土交通省のホームページ内の「鉄道の技術基準の整備」のサイトに掲載する予定です。 （https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000036.html） また、解釈基準についても改正後に速やかに更新する予定です。